

農業者の皆様へ

東京電力(株)福島第一原発事故農畜産物損害賠償対策について

平成23年 7月

J Aグループ栃木

今回の原発事故に伴う放射性物質の農産物への影響を調査した結果、本県産のほうれん草、かき菜、春菊から、国の定める暫定規制値を超える数値が検出されました。これを受け、本県では、ほうれん草、かき菜、春菊の3品目について、出荷自粛とすでに出荷したものは自主回収の対応を行ってきました。さらに、これら3品目以外でも多くの農産物が、栃木県産というだけで買い手がつかず価格が大幅に下落するという、実損被害を受けています。さらに畜産においても、本県産の牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、大幅に価格が下落しています。

農業者の皆さんにとっては、出荷自粛や大幅な価格下落によって日々の収入が激減し、まさに大きな損害を被っていることと思います。

損害賠償の請求は、農業者各個人でも可能ですが、団体交渉で望む方が、迅速で効果的な交渉結果を得られる可能性が高いため、本県においては、「東京電力原発事故農産物損害賠償対策栃木県協議会」において、一括して本県農業者の損害額のとりまとめや東京電力との請求・交渉などの活動を行っています。

損害額は大きく2つに分けられます。1つは、ほうれん草、かき菜、春菊が出荷停止になったことによる廃棄による損害と、出荷停止により後作の作付けができなかったことによる損害です。これは、ほうれん草、かき菜、春菊の生産を行っている農業者の皆さんが対象となります。2つ目は、ほうれん草、かき菜、春菊以外の農産物が、実損被害を受け、販売価格が下落したことによる損害です。これは、野菜・果実を出荷している数多くの農業者が該当すると考えられます。

対象となる損害額は、現在、J Aや市・町で各農業者のとりまとめを行っているところです。J Aや市・町で損害額をとりまとめ、県協議会がとりまとめて東京電力への請求手続きを行っています。不明な点は遠慮なく最寄りのJ Aや市・町または農業振興事務所にお問い合わせ下さい。

栃木県内の農業者の皆様へ

東京電力(株)福島第一原子力発電所の
事故に伴う放射性物質の流出による
農産物損害の賠償請求には

「被害の申し出」

が必要です

被害額を算定するためには以下のような被害を証明する資料が必要になります。

(例：農林水産省ホームページより)

各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出荷伝票
及び回収・処分した場合の領収書
家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
納税関係書類(損益計算書等)
現況を示す写真 など

【問合せ先】

J A ・ 酪農協 ・ 開拓農協 (取りまとめ団体)
市町または農業振興事務所